

恵那市見守り支援員ベビー用品宅配事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本実施要領は、「恵那市見守り支援員ベビー用品宅配事業業務委託」の受託事業者をプロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

本事業は、乳児を養育している家庭へ宅配によるベビー用品の支給及び当該家庭の見守りを実施することで、養育者の精神的かつ経済的負担の軽減を図るとともに、次世代を担う子どもの健やかな成長を応援し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに資することを目的として実施するものであり、見守り支援員ベビー用品宅配業務を委託する事業者を公募型プロポーザルにて選定する。

2. 業務委託の内容

(1) 業務名

「恵那市見守り支援員ベビー用品宅配事業業務委託」

(2) 業務の内容

別紙「恵那市見守り支援員ベビー用品宅配事業業務委託仕様書（案）」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

(4) 委託費の上限価格（税込み） 3,500,000円

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。資格要件基準日は提案書提出期間の最終日とする。なお、事業者の選定後から契約締結までの間において、次に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、事業者の選定を取り消すことがある。

(1) 令和6年度の恵那市競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、この募集開始の日から選定結果が決定する日までのいずれの日においても、恵那市入札参加資格停止要綱に基づく指名停止期間及び入札参加資格停止期間でないこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

(4) 恵那市暴力団排除条例（平成24年恵那市条例第31号）に規定する暴力団員等でなく排除等の措置を受けていないこと。

(5) 市税の滞納をしていない者であること。

4. 実施スケジュール

内 容	実施期間等
実施要領等の公表	令和6年4月22日（月）
質問の受付	令和6年4月26日（金）午後5時まで
質問の回答	令和6年5月 2日（木）午後5時まで
事業参加申込書及び企画提案書等の提出	令和6年5月10日（金）午後5時まで
プロポーザル審査会の通知	令和6年5月15日（水）まで
プロポーザル審査会	令和6年5月20日（月）※
選定結果の通知	令和6年5月22日（水）まで

※プロポーザル参加者が多数の場合は、審査会を複数日設けることもあり得る。

5. 契約の締結

選定された事業者は、恵那市と協議の上、恵那市見守り支援員ベビー用品宅配事業業務委託契約を締結する。なお、選定された事業者が、契約締結までに以下の事由に該当した場合は、その選定を取り消し、契約を締結しないことができるものとする。

- (1) 応募資格を喪失したとき。
- (2) 提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 正当な理由がなく、契約の締結に応じないとき。
- (4) 財務状況の悪化等により、業務の履行に支障が生じると判断されるとき。
- (5) 社会的信用の著しい損失等により、事業者として適切ではないと判断されるとき。
- (6) その他、恵那市長により、契約の締結が適当でないと判断されるとき。

6. 参加申込書及び企画提案書等の提出

(1) 提出書類等

- ①参加申込書 [様式1]
- ②会社概要 [任意様式、パンフレット可]
- ③納税証明書の写し [本店の所在地における、証明年月日が公告日以降の直近の市区町村税の未納のないことを証明する証明書の写し]
- ④企画提案書 [任意様式]

下記（ア）～（エ）の事項について提案すること。

（ア）各業務の実施方針と具体内容

- ・「恵那市見守り支援員ベビー用品宅配事業業務委託仕様書（案）」に基づく各業務の実施方針と、その具体的な内容
- ・業務に係る追加提案（任意事項）

- ・業務スケジュール

(イ) 業務体制

- ・平時の業務体制及び、担当が感染症などに感染した場合などの有事の業務体制
- ・担当者名、経歴及び担当業務実績一覧
- ・財務諸表（直近事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）
- ・コンプライアンス（遵守すべき法令等のリスクマネジメント）に関する事項

(ウ) 業務実績

- ・類似業務の実績

(エ) 見積価格書（税込）

※見積価格書は、業務の経費の総額を示すとともに、業務の要素毎に費用内訳を示すこと

(2) 提出部数 ①～③正本1部、④正本1部、副本5部

(3) 提出期限 令和6年5月10日（金）午後5時まで

(4) 提出先及び提出方法

持参または郵送により「9. 担当部署」へ提出すること。持参による場合は、事前に担当部署へ連絡するとともに、午前8時30分から午後5時まで（土日祝日を除く）の間に提出すること。持参、郵送共に、提出期限必着とする。

(5) 参加申込書及び企画提案書等に関する留意事項

- ・任意様式の書類については、A4サイズで作成することを基本とし、これを超えるサイズを使用する場合は、必ずA4サイズに折り込むこと。
- ・企画提案書については、表紙・目次・裏表紙を除き10ページ程度までとすること。
- ・提出書類の作成及び提出に関する費用は、事業者の負担とする。なお、提出された書類は返却しない。
- ・提出書類等の、募集期間以降の変更、修正、差し替え又は再提出は認めない。
- ・事業者選定における審査は提出された内容に基づいて行うが、契約締結に際し事業計画等の修正を求める場合がある。
- ・参加資格要件に該当しないことが判明した場合は失格となる。
- ・提出された書類は、行政情報開示請求により公開することがある。

7. 選定

プロポーザル審査会にて、提出書類を基にプレゼンテーション及び質疑応答による審査を実施して、業務受託事業者を選定する。

なお、評価点が最も上位の者が何らかの事由により業務を履行することが困難となった場合は、次に評価点が高い者から順に業務受託事業者を選定する。

(1) プロポーザル審査会

①開催方法 プレゼンテーション 15 分、質疑 15 分

②開催日 令和 6 年 5 月 20 日（月）

③審査会の通知

各参加者に対し、令和 6 年 5 月 15 日（水）までに電子メールにて、審査会を通知する。

④その他 業務担当者が必ず参加すること

（2）審査方法

4 名の審査員の合計点（240 点満点）が 120 点以上かつ評価点が最も上位の者を業務受託事業者として選定する。評価点と同数の場合には、見積価格書の総額が低い者を業務受託事業者とし、見積額が同額の場合は後日くじ引きで決定する。

審査項目	審査基準	審査員 1 人当たり基準点				
		優秀	やや優秀	普通	やや劣る	劣る
ア	業務内容の理解度	10	8	5	2	0
イ	各業務の実施方針と具体内容	20	16	10	4	0
ウ	業務体制	10	8	5	2	0
エ	業務実績	10	8	5	2	0
オ	見積金額	10	8	5	2	0

(3) 選定結果の通知

全参加者に対し、審査終了後に選定結果を電子メールにて通知する。また、契約締結後に受託事業者は本市ホームページに掲載する。

各参加者の結果については、契約締結後、市にその理由の説明を求めることができる。ただし、選定結果に関する異議申し立て、プロポーザル参加者に関する情報、他の提案者の企画提案に関する情報、プロポーザルの各評価基準の得点の内訳等に関する問い合わせは受け付けない。

8. 失格要件

契約締結までの間に、次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) 参加資格を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類が定められた体裁、提出様式の記載すべき事項、提出期限等に適合しなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 選定の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 第三者の知的財産権を侵害する行為があった場合
- (6) 見積金額（税込）が委託費の上限価格（税込）を上回っている場合

9. 担当部署

- (1) 住所 〒509-7292 岐阜県恵那市長島町正家一丁目1番地1
- (2) 担当 恵那市役所 医療福祉部 子育て支援課 額額
- (3) TEL 0573-26-6820
- (4) Eメール kosodateshien@city.ena.lg.jp

10. 質問の受付・回答

- (1) 受付期間 令和6年4月26日（金）午後5時まで
- (2) 提出方法 質疑書〔様式2〕を電子メール（PDF形式）により提出
※電話による質問は受け付けない。
- (3) 提出先 「9.担当部署」に記載する電子メールアドレス
- (4) 回答 質疑に対する回答は、令和6年5月2日（木）午後5時までに恵那市ホームページに掲載する。なお、質問者については公表しない。

11. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加を辞退した者について、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを行わない。

- (2) 本プロポーザルに要する一切の経費は、参加者の負担とする。
- (3) 書類提出後の修正や変更は、市が承諾しない限りは一切認めない。
- (4) 提出書類は一切返却しない。
- (5) 提出書類の知的財産権は、業務受託事業者の提出書類を除き、各提出者に帰属する。ただし、市が本プロポーザルの報告等で必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。